

輪島市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月25日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月18日（水） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島クリーンセンターにおける環境汚染対策は、第三者の専門検査機関に委託し水質・大気などを計測していることは妥当の対応と考える。焼却施設の維持管理では、焼却炉が耐用年数を超えているため毎年多額の修繕費用を要している現状である。早期の新設のために「ごみ処理基本構想」を基に計画立案し、平成35年度の新施設での稼働実現に向けて職員一丸となり尽力されることを期待したい。

○袖ヶ浜海水浴場監視員の賃金の支払いについては、資金前渡で現金支払を行っているが、人夫出役表の提出による口座振込での事務処理が望ましいと思われる。雇用についての事情もあるかと思われるが、適正な出納事務遂行に努力されたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①火葬場使用料滞納について

人生最終儀式の支払いが滞るとは正常とは思われず、公平性の観点から滞納者の状況を十分調査し、引き続き滞納額削減に向けて取り組まれない。